



行政相談委員を紹介します

行政相談委員は、民間の有識者の中から総務大臣が委嘱しています。市民の皆さんから広く市役所、国、県などの公的機関に対する苦情や、意見、要望などを受け付けて、公平・中立の立場から関係機関にあつせんを行い、その解決や実現の促進、行政の制度・運営の改善を図っています。

相談は随時受け付けています。また、相談所を開設していますので、どうぞ気軽に申し出てください(相談無料。相談所の詳しい日程は総務課まで問い合わせてください。開設月の市報にも掲載しています)。



川畑 喜久雄さん (御厨町)
☎ 0956-75-0724



青木 サチさん (今福町)
☎ 0956-74-0456



徳田 芳朗さん (福島町)
☎ 0955-47-2422



瀬川 朝光さん (鷹島町)
☎ 0955-48-2237
(4月1日～)



16年間委員を務められ、今年3月に退任された石橋長嘉さん(鷹島町)に4月14日、総務大臣からの感謝状が贈呈されました。

行政相談所を開設します

- 日時 5月21日(木) 午前10時～午後4時
- 場所 福島支所第7会議室
- 料金 無料
- 担当 徳田芳朗委員
- ※相談は電話でも結構です。秘密は固く守られます。
- 問合せ先 福島支所市民課

スポーツ安全保険に加入しませんか

- 対象者 スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動などを行う5人以上の団体・グループ
- 掛金および保険金額 下記の通り。※手続きの方法など詳細はお問い合わせください。
- 問合せ先 生涯学習課

一般団体の加入区分

平成21年度スポーツ安全保険の掛金・補償内容一覧

加入対象者	対 象	加入区分年間掛金 (一人当たり)	障害保険金額				賠償責任保険てん補限度額 (免責金額なし)	変更しました 共済見舞金
			死 亡	後遺障害(最高)	入院(日額)	通院(日額)		
団体活動を行う 5人以上の方でご加入ください。	子ども (中学生以下 特別支援学校 高等部の 生徒を含む。)	変更しました A1	600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 180万円
		A W	1,150円	2,100万円 100万円	3,150万円 150万円	5,000円 1,000円	2,000円 500円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 180万円
	大人	高校生以上	A2	600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
		C	1,600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 180万円
		A C	1,100円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 180万円
	65歳以上	B	800円	600万円	900万円	1,800円	1,000円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 180万円
	全年齢	D	9,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 180万円

短期スポーツ教室の加入区分 (教室ごとに5人以上で加入してください)

Web限定	全年齢	短期スポーツ教室 (開催期間3か月以内) の活動	短期スポーツ教室	600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 180万円
-------	-----	--------------------------	----------	------	---------	---------	--------	--------	-----------------------------------

「宝くじ文化公演」

わらびミュージカル「龍馬！」 —すべての道は龍馬（ローマ）に通ず!?!—

- 日時 7月19日(日)
開場=午後1時30分
開演=午後2時
- 会場 文化会館ゆめホール
- 料金(全席自由)
大人 1,500円
高校生以下 1,000円
※当日券は各500円増

※宝くじの助成により**特別料金**となっています。

- チケット取扱先
文化会館、教育委員会、教育委員会福島分室・鷹島分室、きらきら21、各市立公民館、上志佐出張所

- 脚本・作詞・演出 ジェームス三木
- 出演 劇団わらび座
- 主催
長崎県、松浦市、教育委員会、(財)自治総合センター
- 問合せ先 文化会館
☎0956-72-5758



市内で住宅を取得される皆さんへ

—一定住奨励金制度に「宅地取得」に対する助成を追加しました—

市では、定住促進のため、平成20年10月から平成24年3月までの間、市内で住宅を取得される皆さんに対し、助成を行っています。今回、定住奨励金制度をより多くの人に利用していただけるよう、従来の住宅取得に対する助成に加え、宅地取得に対する助成を、平成20年10月1日にさかのぼって行っています。

●ここが変わりました！

市内建築事業者、市外建築事業者を問わず、定住のために住宅を建設する際の宅地取得に対し、取得費用の10%または50万円のいずれか低い額を助成することが新たに加わりました。

※宅地取得に対する助成は、住宅の建築が条件となります。このため、奨励金の支払いは、住宅建築確認後となりますのでご注意ください。

【新たな制度のイメージ】

新規転入者 (平成20年10月1日以降転入者)

- 新築 (市内業者による新築)**
 住宅所得費の7%または100万円のいずれか低い額に、世帯員一人当たり5万円を加算した額 + **宅地所得費助成**
 (取得費の10%または50万円のいずれか低い額)
- 新築 (市外業者による新築)**
 住宅所得に対する助成はありません。 + **宅地所得費助成**
 (取得費の10%または50万円のいずれか低い額)
- 中古住宅取得 (宅地代含む)**
 取得費の4%または40万円のいずれか低い額に、世帯員一人当たり5万円を加算した額

市内在住者 (平成20年9月30日以前からの在住者)

- 新築 (市内業者による新築)**
 住宅所得費の4%または60万円のいずれか低い額 + **宅地所得費助成**
 (取得費の10%または50万円のいずれか低い額)
- 新築 (市外業者による新築)**
 住宅所得に対する助成はありません。 + **宅地所得費助成**
 (取得費の10%または50万円のいずれか低い額)
- 中古住宅取得 (宅地代含む)**
 取得費の3%または30万円のいずれか低い額

このほか、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に、市外から松浦市内の賃貸住宅に入居される人に、転居費用の一部を助成する「賃貸住宅入居費補助金制度」も設けました。

- 問合せ先 企画財政課企画統計係